

徳島県告示第二百二十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
株式会社デザインケ ア	愛知県名古屋市中村区名駅二 丁目三八番二号	みんなのかかりつけ訪 問看護ステーション徳 島	徳島市中前川町五丁目一〇一 ルナ前川三〇三号室	訪問看護	令和五年五月一日